



専決処分とは

議会が議決をしなければならない条例・予算などについて、町長の権限において、地方自治法に基づいて議会の議決を得たものと同等の処分を行うものです。

時間的に議会の招集を待てない緊急の場合や議会が成立しないときなど地方自治法の規定による場合と、軽易な事項等を議会が町長に専決処分事項として委任した場合とがあり、前者の場合は、町長は次の議会に報告し、議会の承認を求めるべきです。

今回の専決処分は、地方自治法の規定により承認を求められたものです。

◎せたな町立学校設置条例の一部改正
長磯小学校、瀬棚商業高等
学校が平成25年3月31日に廃校となることから、本条例の一部を改正したものです。

条 例

三、指定の期間
平成25年4月1日から
平成28年3月31日まで

◎トド等海獣による漁業被害対策に関する意見書
提出議員 奥村喜美男
賛成議員 平澤 石原 広務
同 小平 久
同 細川 伸男
同 菅原 義幸
※内閣総理大臣ほか関係大臣、
国会宛提出しました。

◎トド等海獣による漁業被害対策に関する意見書
提出議員 奥村喜美男
賛成議員 平澤 石原 広務
同 小平 久
同 細川 伸男
同 菅原 義幸
※内閣総理大臣ほか関係大臣、
国会宛提出しました。

意 見 書

し、予算額は8億693万3000円となりました。補正の主なものは、水源地の確保と水質保全を見込んだ若松簡易水道富里水源地用地の購入費です。

◎官農用水道等事業特別会計補正予算（第2号）
191万3000円を追加し、予算額は2739万4000円となりました。補正の主なものは、島歌地区配水管の漏水の修繕費です。

し、予算額は8億693万3000円となりました。補正の主なものは、水源地の確保と水質保全を見込んだ若松簡易水道富里水源地用地の購入費です。

◎公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
4億1273万4000円となりました。補正の内容は、電気料と電話料に不足が生じる見込みから増額したものです。

◎漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
80万円を追加し、予算額は754万2000円となりました。補正の主なものは、太槽地区配水管の漏水の修繕費です。

区の清掃区間延長に伴う清掃車両等借上料です。

◎病院事業会計補正予算（第4号）

◎一般会計補正予算（第6号）

◎一般会計補正予算（第5号）

◎介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

◎介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

◎国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

◎簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

◎介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）